

このニュースは、一般社団法人 障害者雇用企業支援協会(Support Association for Corporate Employment of the Challenged/SACEC) 会員にお送りするメール・マガジンです。

会員拡大にお力添えをお願いいたします

** 最近のニュース

◎ 平成 27 年度の「使用者による障害者虐待」が発表されました

先に障害者雇用促進法が差別禁止条約の規定を受けて改正されたとき、雇用されている障害者へのいじめや虐待についての規定は、前年施行された障害者虐待防止法の効果が期待できるとして、促進法上の新設は見送られました。従って、障害者へのハラスメント防止は、この防止法の遵守に全てが委ねられた法体系と考えるべきであります。

このニュースで常に申し上げているように、わが国企業の大勢は障害者雇用の理念に立って日頃問題に取り組んでいると信じられますが、企業と働く障害者の間に、意図せず起こる相互理解の不足が原因のケースが避けられないだけでなく、大変残念なことに虐待と認めざるを得ない事案は引続き発生し、増加しているようです。

厚生労働省は去る 7 月 27 日、使用者による障害者虐待の平成 27 年度結果について、担当の労働基準局から公表しました。

公表の要点を、初年度の平成 25 年度からの 3 年間について表にまとめてみました。

単位:人・()内は対前年度比%

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
① 虐待の通報や届出があった事業所の数	775	985 (+ 27.1)	1,325 (+ 34.5)
② 内、虐待が認められた事業所の数	253	299 (+ 18.2)	507 (+ 69.6)
③ 虐待が認められた障害者の人数	393	483 (+ 22.9)	970 (+100.8)
(障害種別) 身体障害	57	67 (+ 17.5)	209 (+211.9)
知的障害	292	362 (+ 24.0)	553 (+ 52.8)
精神障害	56	52 (- 7.1)	202 (+288.5)
発達障害	4	11 (+175.0)	27 (+145.5)
その他	—	0 (—)	1 (—)
(虐待種別) 身体的虐待	27	23 (- 14.8)	73 (+217.4)
性的虐待	7	8 (+ 14.3)	10 (+ 25.0)
心理的虐待	47	39 (- 17.0)	75 (+ 92.3)
放置等による虐待	5	12 (+140.0)	15 (+ 25.0)
経済的虐待	345	419 (+ 21.4)	855 (+104.1)
④ 虐待を行った使用者の地位と人数	260	311 (+ 19.6)	519 (+ 66.9)
(地位内訳) 事業主	215	258 (+ 20.0)	450 (+ 74.4)
所属の上司	29	43 (+ 48.3)	48 (+ 11.6)
所属以外の上司	2	1 (- 50.0)	2 (+100.0)
その他	14	9 (- 35.7)	19 (+111.1)

重複のため合計数に一致しない

以上に見られるように、確かに毎年虐待の通報や届出がされた内、実際に虐待が認定されたケースは30%台にとどまり、故意でない行為が誤解を生んでいる部分も大きいと考えられますが、なおかつ件数の著しい増加は事実として受け止める必要があります。

特に目立つのが経済的虐待の項で、発表によればその内の最低賃金法違反の事案に対して、各地労働局が行った指導件数は26年度の380件から596件へと56.8%増を示したとされています。最低賃金の伸びが毎年急速で、障害者を雇用する企業にとってもその負担が厳しい条件であり、特にこの件に該当した企業の規模が30人未満に集中しているとされていることは深刻ですが、最低賃金の金額決定過程に特段の問題がないとすれば、例え実行が困難であっても定められたルールに従うのが法治国家の企業として当然であるということは、正論として否定できないと言わなければならないでしょう。

この問題はSACEC会員企業におかれては無縁のことでありますが、“他山の石”として内容をご覧おき頂くこともよいかと思えます。現在報道発表資料の形で、厚生労働省のHP「報道発表資料」7月27日欄に掲載されています。

◎ 今年度地域別最低賃金の審議が行われています

7月のこのニュース第67号で今年度地域別最賃の目安額を速報しましたが、本号では少し細かくお伝えいたします。

示された目安額は下記の再掲のとおりで、仮にこのまま各地域で決定されとした場合、例えば全国最高額である東京都が907円+25円=932円となるのを始め、Bランクでは例えば静岡県が807円、Cランクで最も低額である香川県は741円、同じくDランクの宮崎県などは714円となります。

ランク	都道府県	今年度	27年度
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	25円	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	24円	18円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	22円	16円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	21円	16円

今回の改定審議に当り、まず行われた「目安小委員会」では、使用者側委員の見解として「景気は緩やかな回復基調だが個人消費の伸び悩み、イギリスのEU離脱、テロへの不安など日本経済の先行きへの懸念は高まり、中小企業数の減少など厳しい経営状況の中、年々こうした実態と無関係な最賃改定が行われている。中小零細企業の実態資料に基づいた議論が行われるべき」などと、また労働者側委員の見解として「最低賃金法第1条の規定(注：賃金の最低額保障により、労働者の生活安定、労働力の質的向上、事業の公正競争確保等に資する、など)を満たす観点から、あるべき水準の議論が重要で、早期に最低800円、平均1,000円の目標への道筋が必要」などとそれぞれの主張が行われた結果、目安の決定に至らなかったため、従来の合意事項及び「ニッポン一億総活躍プラン」他の政府方針に配慮するなど、諸般の事情勘案の結果公益委員見解をまとめたとして、これ迄と大きく変わらない報告を審議会宛に提出しました。

これにより中央最賃審では答申内容をまとめましたが、その内容は、目安に関し労使の意見一致は見られなかったこと、地方最賃審議会の審議に資するため公益委員見解として目安を提示すること、地方最賃審の審議を重大関心で見守り、見解の参酌と自主性発揮を期待することなど従来と同じ内容の他、政府への要望については、昨年度にあった「日本再興戦略に掲げられた経済運営の好循環」といった文言は消え、後段の「中小・小規模事業者の生産性向上支援や取引条件の改善等」のみが継承されています。

以上により、今年度地域別最低賃金審議は各地方最賃審に委ねられました。例年10月1日以降地域別の新最賃額が発効し、障害者雇用という社会的使命に応えての経営を求められる特例子会社などは、苦境がさらに厳しくなりますが、雇用を滞らせないための努力が今年も各企業に要請されています。

◎ 第4回「首都圏障害者雇用企業連絡会」のお知らせ

前号で予告させて頂きましたが内容が固まりました。SACEC会員各位には当番担当の東京都多摩地域から別途申込書用紙を添えてご案内をお届けいたします。

この連絡会は、わが国最大の経済圏と言える首都圏1都3県5地域(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。東京都については区部と多摩地域)の障害者雇用企業支援組織とSACECが、事実上行政区域に関わら

ない広域で進めるべき障害者雇用という共通課題について、所在する企業が相互の連携と理解を深め、情報を共有する場として発意したセミナーで、毎年持ち回りの当番地域とSACECが共同事務局を構成して開催します。

今年度の当番は東京都多摩地域で、来年神奈川地域の番で第5回となり発足後の一巡を迎えます。

セミナーの特色は、これ迄の様々な試行錯誤を経て、最近各地域の実情をそれぞれの地域企業が代表して報告する形が定着した感があり、各企業の担当者による率直で詳細にわたる説明が、極めて示唆に富み参考となるという評価が、回を追うごとに高まっています。

会員多数のご出席をお待ちいたします。

第4回 首都圏障害者雇用企業連絡会 要旨

日 時:平成28年9月13日(火) 午後1時15分～午後5時15分

場 所:ホテル 外口ポリタン エドモント 東京都千代田区飯田橋3-10-8

JR 飯田橋駅東口 又は同水道橋駅西口からいずれも徒歩約5分

内 容:1. 来賓挨拶 厚生労働省職業安定局 障害者雇用対策課長 尾崎俊雄氏

2. 各地域からの発表

①「業務改善とES(従業員満足度)向上に関する取り組み」

(埼玉地域)

(株)JR東日本グリーンパートナーズ

代表取締役社長 松井信乃氏

②「ユニバーサル農業 農・福・企連携モデル」

(東京区部地域) (株)ひなり

事業部付浜松事業担当 中島昌博氏

③「精神障害者主体の特例子会社を立ち上げて 5年間の奮闘と今後への思い」

(千葉地域)

(株)ぐるなびサポートアソシエ

代表取締役 田中 潤氏

④「障がい者の職場における生活と人間関係の構築について」

(東京多摩地域) NTTクラリティ(株)

営業部営業企画担当 鈴木一志氏

⑤「三障がい雇用企業として ～個々の障がい特性にあった適材適所の配置～」

(神奈川地域) (株)コソト

代表取締役社長 田中洋子氏

定 員:250人

終了後、交流会を開催します。

申込締切:8月24日(水)

参加費:セミナー 3,000円、交流会 7,000円

当日会場にて頂きます。9月7日以降のキャンセルについてはお支払下さいますよう、お願いいたします。

この号は以上です

編集・発行・著作

東京都千代田区神田紺屋町34 東和神田ビル403

一般社団法人 障害者雇用企業支援協会

E-Mail : shienkyokai@ion.ocn.ne.jp

Tel : 03-3252-1900 Fax : 03-3252-1901

ホームページ:<http://www.sacec.jp/index.html>

または 「障害者雇用企業支援協会」・「SACEC」